

会社案内

1. (法務大臣登録) 電子公告調査機関

☆大臣登録：2008年3月3日(第6号)

☆ISO/IEC 27001認証登録(2010年10月18日)

◆紹介ページ 1～7

- ・ここがポイント!日本公告調査のサービス
- ・電子公告調査証明・サービスの概要と料金
- ・日本公告調査(株)の電子公告調査の手続き(流れ)



電子公告調査業務
(調査部/システム管理部/総務部)

2. 会社概要

◆紹介ページ 8～10

- ・会社概要
- ・代表あいさつ

3. 関連会社のご紹介

◆紹介ページ 11

株式会社セラPOST

リハビリテーション業務支援システム【セラPOST】の開発販売

- ・セラピスト(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士各様)の業務支援
- ・リハビリ総合実施計画書などの文書の自動作成と各作業の集計

日本公告調査株式会社

2018年4月2日現在

NKT-公-EI-0-01(30)

1. 電子公告調査機関部門

～電子公告を、より確実・丁寧に、
そして安価に、よりわかりやすく・・・～

電子公告（法定公告）の調査・証明のご依頼は
安心・安全・丁寧の日本公告調査(株)へ！

おかげさまで営業開始から10年
全受託案件、全件正常成立更新中！
調査開始時の中断も100%防止！



電子公告調査業務
(調査部/システム管理部/総務部)

電子公告とは

会社の定款で定める公告方法には、官報掲載、日刊紙への掲載・電子公告の3つの方法があります（会社法939条）。このうち、電子公告とは自社のホームページ等に一定期間、公告を掲載し続けることで行います（会社法第2条34号）。電子公告は、公告内容をPDFファイルにして自社のホームページ等に掲載して行う自己管理的な情報公開です。そのため、公告の信頼性を保つため、公告する会社は第三者である電子公告調査機関にそこ公告状況の調査を依頼することが法律により求められています（会社法941条）。

電子公告調査機関とは

会社法に基づき、法務省の審査に合格した民間の会社で、委託者から電子公告の調査の委託を受けた場合、法務大臣に調査の受託内容を報告し、その公告期間中は24時間、定期的に公告状況を巡回調査を行います。巡回調査では、その公告が所定の期間に「改ざん（ファイルの差し替え）」や「リンク切れ」等の問題なく、掲載されているか、ということを確認します。そして調査終了時には調査結果通知書を委託者に発行します。この通知書は、登記の添付書類としても利用されることがあります。

☆ご注意

サービス内容や料金については、諸般の事情により改訂される場合があります。

また、キャンペーンなどときどき企画いたします。最新の状況は弊社ホームページ等によりご確認ください。

本紙に記載してあるサービスは、特に断りがない場合、充実コースに関する案内となります。

サービスの一部を省略した低価格の【簡易コース】につきましては、弊社ホームページ【簡易コースの紹介】をご覧ください。

ここがポイント！ 【日本公告調査のサービス】

～他の電子調査機関にはない丁寧な対応・確実なサービスを提供いたします！～

☆ 過去の公告情報を無償提供、文面や官報公告との整合性チェック！

弊社では過去11年の主な電子公告（会社名・根拠法・公告アドレス・公告期間・文面）を保存してあります。お申し込み頂きますと無償で情報提供致します。

また、申込時にお預かりした公告文面は弊社でわかる範囲ですが、ご意見申し上げていおり、「間違いに気づいた」と喜ばれています。（関連する必須公告の漏れはないか、官報同時掲載の場合の官報の掲載状況確認、官報文面との整合性確認、決算開示が必要な場合の掲載ページやリンク状況の確認、誤字、日付、過去の公告例との比較など。）

さらに文面チェックは複数の調査員により、問題箇所の見逃しの根絶に努めています。

- ・新株予約権の発行条件など公告の種類によっては把握できかねる場合や調査機関として関与すべきでない場合もあります。
- ・最終的な法的判断は、弊社では負いかねますのでご了承ください。
- ・弊社以外の複数の調査機関では、法的な相談や文面チェックについて一切関与しないところがありますので、ご注意ください。

☆ わかりやすく、ていねいな説明！

初めての方にもわかりやすくご説明しております。おかげさまで、グループ会社様同士やご依頼いただいた弁護士様からさらにほかの弁護士様などへのご紹介も数多くいただいております。

☆ 調査前の事前確認の100%実施！

調査開始の前日に、事前テスト（掲載された公告が、お申込書に記載されたとおりの公告アドレスに掲載されているか、またお預かりしている文面と同一か、などの確認）を実施しており、アドレス相違などによる「いきなり中断」を防止して、安心して公告のスタートを迎えられます。

☆ ご担当者様も安心！調査前の受託書発行と定期的な調査状況報告！

調査開始の2営業日前にご担当者様に受託登録状況を記載した受託書をメールにて報告いたします。また、調査中は正常な場合でも、定期的に状況報告がメールにて自動で届きますので安心です。

☆ 迅速な調査結果通知書のご提供！

原則として調査終了の翌営業日の午前中には、調査結果通知書のPDF（電子署名付き）のメール送信と紙面のレターパック（速達扱い、受渡確認可能）での発送を行いますので、登記などでお忙しい場合でもすみやかな処理が可能です。東京は調査終了の翌々営業日の午後あたりに到着しているようです。

東京23区例：月曜の夜中12時（火曜0時）調査終了→火曜午前中発送→水曜昼頃受取到達

☆ 外部提出が必要な調査結果通知書は標準で紙面を2部発行！

調査終了後、法務局に調査結果通知書を提出する必要がある場合があります。

この場合、紙面の通知書でのご対応をされるとき、通知書が1部しか発行されないと原本を提出してしまうと控えがなくなるため、面倒な原本還付の手続きが必要になります。

弊社では、このような場合に備え、1部を控え・1部を提出用として標準で2部発行しております。

☆ 高い再利用（リピート）率で信頼されています！

弊社を1度ご利用されました会社様の多くが、次回の調査案件でもご利用いただいております。
これからも顧客満足度第1位を目指します。

☆ 丁寧な中断時の対応！

万一中断された場合、お電話やメールにより詳しく状況のご報告をいたします。夜間や休日でも、ご希望の場合、ご担当者やシステムご担当など複数の方の携帯電話へお電話にて状況の説明もいたします。
「メール連絡だけでは目が覚めないかも」という心配も不要です。
また、中断したらその後必要となる追加公告の手続きも詳しくご説明いたします。

☆ 安い電子公告調査料！

調査料金は安心の低価格です。その一方、サービス内容は業界NO.1を目指しています。
文面チェックやひな形提供、調査結果通知書の再発行無料。公告途中での取消も無料です。

『なぜこんなに安いのか？』というお問い合わせをよくいただきます！

そもそも電子公告調査のサービス料金は、一般的な商品で見られるような原価や経費を積み上げて決定されるものではなく、「調査機関同士の相場から判断した言い値」で決まります。
たくさんのシェアを頂戴したいという目的のみでこの価格を決定しており、サービス面で他社に劣るものではありません。

☆ 法人の事前登録が不要！＝登記事項証明書・印鑑証明書も不要！

事前登録はありませんのでいきなり調査申込みができます。4営業日前の駆け込み申し込みも可能です。
(緊急時はさらに柔軟に対応いたします。)

☆ 申込書など紙面の郵送不要！押印不要！＝すべてWebで完結！

法人情報は、当方で登記事項要約書を取得して確認いたします。
また申込みは、弊社メールフォームからWord申込書とPDF公告ファイル等の送信により完結します。

☆ 公告ファイルの差替は調査開始ぎりぎりまで対応！

公告ファイルの差替・提出は前日までOK！ 柔軟に対応します。

☆ 万全なセキュリティとシステムのバックアップ！

セキュリティやバックアップも万全。データベースは全国に分散管理、サーバは多重化しました。調査システムのトラブルによる調査不能は一度もありません。
また、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム JIS Q 27001を2010年10月18日に認証取得し、さらなる安全性の向上に努めています。

電子公告調査証明・サービスの概要と料金

1-1. 法定公告調査のサービス

(1) 電子公告調査の受託報告

法定公告としてお申込みのあった案件につきましては、調査開始2営業日までに法務省にオンラインにて受託の報告をおこないます。

(2) 電子公告調査の実施

① 登記アドレスから公告アドレスへのリンク状態の調査をします

登記アドレスから公告アドレスまでリンクが途切れておらず、かつパスワード等を入力しなくても無料で誰もが閲覧できるかを公告調査期間中の任意の時間に調査します。

② 公告アドレスから情報が取得できるかを調査します

公告掲載期間中、公告が閲覧できるか調査を続けます。弊社は4時間間隔で巡回調査を行います。巡回の間に発生した中断は弊社の調査記録には残りません。(委託者側で、中断にお気づきになれば追加公告は必要です)

③ 届出ファイルと掲載された公告ファイルが同一かを調査します

受託時に預かった公告ファイルと巡回時に取得する公告ファイルが同一か(改ざんがないか)を比較調査します。

④ 中断時の追加公告ファイルの差し替えに対応します

万一公告が中断した場合、公告文の末尾に中断原因等を記載したファイルに差し替えて電子公告を再開する必要があります。この新しい公告ファイルは調査機関の比較元のファイルも差し替える必要があります。また、公告アドレスの変更が生じた場合など、必要なら法務大臣への報告もおこないます。

(3) 中断時の連絡

中断状態が判明(サーバダウンなど)したら、すみやかにご担当者ご連絡します

巡回中に公告ファイルに異常を感知したら、お客様との取り決め(会社宛だけでなく、携帯電話・携帯メールもOK)に応じて、24時間いつでも迅速にご担当者に状況の報告等を行います。

(4) 調査結果の報告

電子公告調査が終了したら紙面とPDFの調査結果通知書の両方を標準で作成し、迅速に送付・送信します

- ・ PDFファイルの調査結果通知情報

弊社代表者の電子署名付きですので紙面と有効性は変わりません。

原則、調査終了の翌営業日の午前10時までにメール送信しますので、登記などでお急ぎの時に役立ちます。

- ・ 紙面の調査結果通知書

2営業日以内(原則、翌営業日午前中速達扱い)に委託者様宛に受渡の確認できる方法で発送します。

登記などでご提出される場合には2部発行のサービスも行っております。

(5) 調査結果の保存、通知書・調査記録簿の再発行

調査結果を保存し、関係者に対し再証明します

調査結果の記録は10年間保存し、ご要望があれば無料で再発行します。

1-2. 法定公告調査のサービス料金

(1) 1件(※1)あたりの調査サービス料金(税抜き)

| 調査対象日数 | 充実コース | 簡易コース(※2) |
|--------|---------|-----------|
| 一律 | 70,000円 | 47,618円 |

(※1) お申込みの件数について

関連する公告であっても、根拠条項や委託者が異なる場合には、別々にお申込みいただきます。

例えば、吸収合併や吸収分割で会社法797条(反対株主の買取請求)と799条(債権者保護)を同時におこなう場合や合併と株券提出公告などを同一文面でおこなう場合など、同じ文面であっても根拠条項が異なるときは、別件として法務大臣に報告いたします。また調査結果通知書は委託者別、根拠条項別に作成します。

(※2) 簡易コースにつきましては、弊社ホームページ【料金】のページの【充実コースと簡易コースの比較表はこちら】をご覧ください。

(※2) 充実コースのお申込みであっても、同一法人において複数根拠法による公告を同一文面で行う場合、2件目以降は簡易コースの料金を適用させていただきます。

(ご注意) 決算公告などにつきまして

法定公告であっても法律により電子公告調査が義務づけられていない公告(決算公告など)には適用されません。

☆充実コースの調査料金には、以下の費用がすべて含まれています。

- 1) 過去の文例(リンク情報など)のご提供
- 2) 文面の確認、関連公告の有無チェックなど
- 3) 同時掲載の場合の官報確認、整合性確認、
- 4) 調査機関として行う法人確認用の登記事項要約書取得費用
- 5) 法務大臣への電子公告調査の受託報告
- 6) 掲載状況の事前確認テスト
- 7) 所定期間の電子公告調査
- 8) 中断時の追加公告対応
- 9) 中断時の連絡
- 10) 調査結果通知書の発行、発送(紙面・PDF両方の標準提供。再発行も無料)
- 11) 調査途中での公告のやり直しの再調査

全部込み、追加費用なし。

2-1. お知らせ(周知)公告/総会資料開示の調査サービス

弊社では、法定公告以外のお知らせ(周知)公告(※1)/総会資料開示調査(※2)についても、法定公告に準じて調査・証明をおこないます(※3)。中断時のご連絡も法定公告調査と同様に行います。

これらの公告については、法律的には公告調査を受ける義務はありません。

しかし、「公告が継続的になされ、また改ざんもなかった」ということの第三者機関の証明は、後日公告の存在や改ざんを争う事態になったときにきつと役立ちます。

「招集通知の訂正のインターネット開示」「総会決議通知」など重要なIR通知にもご利用下さい。

※1 お知らせ(周知)公告とは

法定公告以外の公告で、株主、債権者以外だけでなく一般関係者に知らせるべき事項を定款で定める公告方法でおこないます。

- (例) 信用金庫様や信用組合様の会員(組合員)の除名の公告
株主名簿管理人設置/変更のお知らせ/株主名簿管理人事務取り扱い場所変更/
商号変更のお知らせ/本店移転のお知らせ/増資完了のご挨拶/
商号変更に伴う株券提出のお知らせ

※2 総会資料開示(インターネット開示)制度とは

新しい会社法により認められた制度で、「株主総会招集通知等をインターネットで開示することで株主に提供したとみなす」制度が認められるようになりました(会社法施行規則第94条、133条等)。

これにより資料等の印刷代等の大幅な事務コストの削減ができます。必要な開示期間は「株主総会に係る招集通知を发出する時から、株主総会の日から3ヶ月が経過する日までの間」です。

※3 法定公告の調査と異なるところは

(1) 法務大臣への報告はおこないません

法定公告ではないため、法務省電子公告システムへの登録もおこなわれません。

(2) 追加公告の手続きはありません

中断したことを告知する必要があるかどうかのご判断となりますので、委託者様のご判断におまかせします。公告ファイルの差替は有償で承ります。

(3) 調査結果通知書について

法定公告に準じて発行しますが、文面に「この報告書に記載されている公告につきましては、法定公告の場合に義務づけられている調査開始前の法務大臣に対する報告は行っていません。そのため、商業登記申請の場合などでの添付書類(債権者保護手続きとしての証明書)としてはご利用できません。」という文言が印刷されます。

2-2. 法定公告以外の電子公告調査のサービス料金

1件につき

| 調査対象日数 | 調査サービス料金(税抜き) |
|--------|---------------|
| 120日まで | 50,000円 |

※120日を超える場合はご相談ください。

日本公告調査(株)の電子公告調査の手続き(流れ)

| | |
|---------------------------|---|
| <p>申込みの準備</p> | <p>(1) 調査委託申込書類をダウンロードする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弊社のホームページから調査委託申込書をダウンロードします。 ・Word、PDF形式で準備してあります。 ・事前登録は必要ありません。 ・代表者印、印鑑証明書、登記簿謄本類は不要です。 <p>(2) 申込書類(申込書・公告ファイル)を作成する</p> |
| <p>お申込み</p> | <p>(3) Wordの申込書を送信する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【お問い合わせフォーム】(SSL通信)から送信します。 ・弊社で受領したらすみやかに内容を確認し、ご連絡します。 ・一部未記入の部分があっても、仮申し込みされることをお勧めします。関連公告の漏れや官報公告などでのミスを見つけられることもあります。 <p>(4) 公告ファイルを送信する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告ファイルは調査開始前日までにPDFにて送信します。 CD-Rに書き込み書留などで郵送することもできます。 <p>(5) 申込書のみ郵送する(申込みを郵送でする場合のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送でのお申込みをご希望の場合、意思の最終確認として、ご担当様の認印を押印し、名刺を同封して郵送します。 ・重要な未開示情報の場合、書留などの利用をお勧めします。 |
| <p>(調査開始日の) 2営業日前</p> | <p>(弊社)午後5時(法務省側の締切時間)までに弊社から法務大臣へ受託報告をおこないます。 公告アドレスもこの時点までに決定しておく必要があります。 (弊社)申し込み内容を確認するため、受託書をパスワード付きで送信します。</p> |
| <p>1営業日前</p> | <p>(6) ホームページ等に公告ファイルを掲載する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前テスト(数秒で完了。強く推奨)をご希望の場合、夕方4時くらいまでに公告ファイルを掲載します。 (もしアドレスの変更があった場合、法務省への届出が必要となり、その締切に間に合わせるためです。) ・公告ファイルの事前の差替は公告開始直前まで可能です。 |
| <p>公告開始日</p> | <p>午前0時00分 公告調査開始</p> |
| <p>公告最終日</p> | <p>午後12時00分 公告調査終了 調査は終了しますが、関係者への周知のため公告掲載を継続されてもかまいません。</p> |
| <p>調査終了後</p> | <p>(弊社)調査結果通知書と請求書を翌営業日午前中に発送・送信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知書は紙面をレターパック(速達扱い、受渡確認で)郵送します。 ・通知書はPDFファイル(電子署名付き)をメールで送信しており、登記などで利用でき、お急ぎの皆様から好評です。 ・お振り込みは2週間以内をお願いしています。 <p>社内規則等でお支払い時期のご事情がある場合、ご相談ください。</p> |

2. 会社概要

2018年4月2日現在

【商号】 日本公告調査株式会社

【本店】 〒891-1305 鹿児島市宮之浦町941番地1

【電子公告調査担当部署】 調査部

【電話/FAX】 TEL 099-801-3505（代表） FAX 099-801-4008

調査部直通  0120-969-825

【E-Mail】 ホームページの【お問い合わせはこちらから】（SSL通信）をご利用下さい。

【データセンター所在地】 東京都内

【資本金】 900万円 【設立】 2007年6月25日

【事業目的】 1. 法人がホームページに掲載する公告等の改ざん調査・証明
2. ソフトウェアの開発及び販売 他

【代表者】 代表取締役 白坂三郎

【ISMS〈情報セキュリティマネジメントシステム〉】

JIS Q 27001認証登録（2010年10月18日）

【沿革】

2007年06月25日 鹿児島県霧島市にて設立

2008年03月03日 電子公告調査機関大臣登録

2010年10月18日 ISMS認証登録

（電子公告調査業務及び、業務に関連する情報システムの開発・維持管理）

2012年06月01日 現在地に調査部移転

2013年05月01日 医療事業部開設：リハビリテーション業務支援システム

【セラPOST】リリース

2018年04月02日 医療事業部の事業拡大に伴い、【株式会社セラPOST】を新設分割

代表者ごあいさつ

弊社は、法務大臣登録の電子公告調査機関への算入を目指して2007年に設立いたしました。おかげさまで、お申込みを頂きました調査案件は全件が有効に成立しております。弊社ご利用のお客様は、ほとんどが東京を中心とした上場企業様で、1部上場の日本を代表するような大企業様もたくさんご利用いただいております。

受託案件につきましては、さまざまな角度から分析し、単に申し込み内容の確認だけでなく、誤字脱字、官報との整合性や関連公告の有無の確認など幅広くサポートしており（複数人によるチェック）、公告の瑕疵を未然に防いでおります。

そして調査開始前の事前テストも率先して行わせて頂いているおかげで、極めて低い公告中断率を誇っており、中断率が10%超の事案は過去1件もありません。またお申込みや調査に関するトラブルもほとんどなく、さらに調査結果通知書の発行も迅速なため、お急ぎの場合などでもたいへん喜ばれております。

ところで私たちは、前職で法定公告に関係の深い司法書士の書類作成（不動産登記、商業登記）の業務ソフトの企画、開発及び販売に、13年間従事してまいりました。その関係もありまして全国（全都道府県）の多くの司法書士の先生方と懇意にさせていただいており、そういった方面の皆様からもご紹介を受けておりますので、ご安心してご利用下さいますようご案内申し上げます。

これからも、ますます調査機関として会社法の他、法務・システム両面で研鑽を積んで参りますので、よろしく願い申し上げます。

医療事業部（弊社リハビリテーション業務支援システム開発販売）の分社（新設分割）につきまして

弊社では、2013年5月より、理学療法士様・作業療法士様などの業務を効率的にサポートするリハビリテーション業務支援システム【セラPOST】をリリースし、全国に販売して参りました。

このシステムは、整形外科病院様などのリハビリ業務の実績登録や予約管理、総合実施計画書の自動作成などに対応しております。

この部門ですが、おかげさまで電子公告調査部門を凌ぐ弊社の中心的事業部門に育ってまいりました。一方医療商品であるにもかかわらず、商号が日本公告調査株式会社では、いろいろ不自由なこともあり、今後も事業規模が拡大する見通しになりましたので、2018年4月2日をもちまして、別会社としてスタートすることになりました。

今後とも電子公告調査と株式会社セラPOSTをよろしくお願い申し上げます。

代表取締役 白坂三郎

代表者略歴紹介

弊社の代表取締役、白坂三郎の略歴を謹んでご紹介申し上げます。

1. 学歴

- ・昭和31年 鹿児島県鹿屋市生れ
- ・昭和55年 鹿児島大学法文学部法学科卒、

2. 主な職歴

- ・昭和55年4月 日産自動車株式会社 入社

購買部門配属。昭和57年3月 帰省のため退社。

- ・平成4年8月 鹿児島ネットワーク技研株式会社（現ピクオス株式会社） 入社

総務（労務管理）、その後、司法書士業務ソフト開発の企画を担当。

システム内容

不動産登記・商業登記関連資料の自動作成

電子署名ソフト開発、オンライン申請データシステムの管理指導など

納品実績 全国1000事務所・2000システム以上

また、全国の司法書士会の会員様向けに、電子署名やオンライン申請の学習会の講師として多数、経験させていただきました。

- ・平成19年6月 現会社設立

電子公告調査機関専門会社として起業。

平成20年3月3日、電子公告調査機関として大臣登録

3. 個人資格（未登録です）

- ・社会保険労務士 ・行政書士

3. 関連会社のご紹介

株式会社セラPOST

リハビリテーション業務支援システム【セラPOST】の開発販売

- ・セラピスト（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士各様）の業務支援
- ・リハビリ総合実施計画書などの文書の自動作成、各作業の集計

セラPOSTの目指すもの

セラPOSTは、リハビリ業務支援システムの価値と可能性を徹底的に追及し、その成果を独自性のある新商品開発につなげる事により、お客様に使いやすさと安心をお届けすることを目的としております。

リハビリテーション技師の方々は、患者様の治療を行う事が本来の業務であり、事務作業に時間をとられて患者様に接する時間が削られるという事はあってはならないという思いで日々開発しております。さまざまなシステムとのデータ連携を進めて参ります。

《日本公告調査株式会社から分社》の経緯

日本公告調査株式会社の医療事業部として、2013年5月、理学療法士様・作業療法士様などの業務を効率的にサポートするリハビリテーション業務支援システム【セラPOST】をリリースいたしました。売上面も電子公告調査を開発4年ほどで早くも追い越しており、今後を着実に全国展開していく予定です。

ところで、日本公告調査株式会社は電子公告調査機関を目指して設立した経緯から商号が日本公告調査ですが、医療機関様に「商号と合わない」、「公告調査がメインなの？」など今後の展開を考えると都合が悪い面も出て参りました。一方の日本公告調査株式会社もこれまでのお付き合いもあり、商号変更も難しいため、商号変更よりもこの度分社化することになりました。別会社にしたほうが小回りや機動力もよく、より成長できるものとの判断もあります。会社としては、これまで同様、グループ会社として一体的に協業して参ります。今後ともさらに経営の多角化・より安定化を目指して参りますので、よろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

◇会社概要

2018年4月2日現在

| | |
|----------|---|
| 【商号】 | 株式会社セラPOST |
| 【本店】 | 〒891-1305 鹿児島市宮之浦町941番地1 |
| 【電話/FAX】 | TEL 099-801-3204 FAX 099-801-4008 |
| 【URL】 | http://www.thera-post.com |
| 【設立（分社）】 | 2018年4月2日 |
| 【代表者】 | 代表取締役 白坂三郎 |